

安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構設置条例

(平成 28 年 3 月 15 日 条例第 2 号)

(租税債権管理機構の設置)

第 1 条 安芸広域市町村圏事務組合は、市町村税等又は税外債権等の滞納整理に関する事務を処理させるため租税債権管理機構（以下「管理機構」という。）を置く。

(職員の定数)

第 2 条 管理機構の職員の定数は、安芸広域市町村圏事務組合職員定数条例（平成 2 年条例第 4 号）の定めるところによる。

(委任)

第 3 条 法令に定めるものを除くほか、管理機構について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。